

平成 29 年 2 月

遊佐町農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日程 平成 29 年 2 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分

2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 3 農地法第 3 条の規定による使用貸借の一部変更について

報告事項 4 農地法施行規則第 29 条第 1 号に規程する農業施設用地の届出について

議第 63 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 64 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 65 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 66 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について

議第 67 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について

議第 68 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議第 69 号 農用地利用配分計画案について

4. 出席委員 (16 名中 11 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男		
9	今野 一彦					12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦				

5. 欠席委員 (5 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
8	菅原寛志	10	伊原ひとみ	11	榊原一男	15	佐藤重一	16	佐藤 充

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰	北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (2 名)

太田英敦係長、佐藤 結主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局係長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 2 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、荒生懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 5 名、出席委員 11 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員 4 名全員出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの出欠状況の報告にもありましたとおり、会長、会長代理が欠席でありますので、地方自治法第 106 条第 2 項の規定を準用し、仮議長を選任し、議長の職務を行っていただきます。その仮議長を選任するために、地方自治法第 107 条の規定を準用し、臨時議長を選任いたします。臨時議長は、年長の議員が行うことと規定されておりますので、出席委員中、1 番 齋藤誠喜委員となりますのでお願いしたいと思います。齋藤委員、議長席にお願いいたします。</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>ただいま臨時議長に指名されました齋藤です。</p> <p>何分、不慣れですが仮議長が決まるまでの間、臨時議長の職務を努めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>では、仮議長の選任についてを議題といたします。</p> <p>いかがいたしましょうか。</p> <p>(前会長の高橋正樹委員という声あり)</p> <p>前会長の高橋正樹委員を推薦ということでしたが、他にご意見ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りいたします。</p> <p>高橋正樹委員に仮議長をお願いすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、仮議長に高橋正樹委員が選出されました。</p> <p>仮議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員、5 番高橋正樹委員に交代)</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの結果をもちまして、高橋正樹委員より、本日の議事の進行につきましてよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、本日の議事につきまして、私の方から進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ござ</p>

	<p>いませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 7 番菅原幸男 委員、9 番今野一彦 委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。 始めに、報告事項の番号 1 について、事務局より説明願います。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 解約について</p> <p>番号 62 計 1 筆、2,643 m² 解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、議第 68 号 (2) 番号 428 で設定の予定です。 設定後は農事組合法人結いの里蕨岡の構成員が耕作します。</p> <p>番号 63 計 3 筆、2,684 m² 解約の事由は売買のためで、議第 68 号 (1)所有権移転 番号 23 で第三者へ売買の予定です。</p> <p>番号 64 計 4 筆、11,125 m² 解約の事由は第三者への利用権設定のためで、議第 65 号 番号 15 で使用貸借権設定の予定です。</p> <p>報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について 合計 6 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 63 計 9 筆、24,811 m² 番号 64 計 6 筆、2,508 m² 番号 65 計 19 筆、29,368 m² 番号 66 計 7 筆、3,223 m² 番号 67 計 3 筆、12,095 m² 番号 68 計 35 筆、49,051 m² 以上 6 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>報告事項 3. 農地法第 3 条の規定による使用貸借権の一部変更について、 こちらは使用貸借権の設定について、12 月総会に諮って許可を頂いたもの ですが、一部地番について誤りがありましたので、変更の報告をするもので す。</p> <p>以上です。</p> <p>報告事項 4. 農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設用地の 届出について</p> <p>番号 1 計 1 筆、449 m²のうち 190.86 m²です。 農業用施設倉庫 1 棟、86.12 m²の農業用施設を建設する届け出がありました ので、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定に基づき受理しております。 また、農業振興地域整備計画の変更については、農振法施行規則第 36 条</p>

	<p>2号の規定に基づき、農用地区域の用途を農地から農業施設用地に変更しております。</p> <p>なお、補足説明資料の1頁から位置図、字限図、建物図面等を掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議第63号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別に説明いたします。</p> <p>番号129 計1筆、713㎡の内49㎡</p> <p>解約の事由は防雪柵設置用地として国交省へ売渡のため、すでに所有権移転済みです。</p> <p>番号130 計8筆、9,790㎡</p> <p>解約の事由は農地中間管理機構への貸付のため、解約後は議第68号(2)No.429で農地中間管理機構へ貸付けます。</p> <p>番号131 計1筆、7,486㎡の内5,926㎡</p> <p>解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のため、12月総会でマッチング済みです。</p> <p>番号132 計3筆、5,983㎡</p> <p>解約の事由は農地中間管理機構への貸付のため、解約後は議第68号(2)No.427で農地中間管理機構へ貸付けます。</p> <p>番号133 計6筆、8,751㎡</p> <p>解約の事由は所有権移転のため、議第68号(1)番号21.22で第三者へ売買します。</p> <p>番号134 計6筆、2,136.29㎡</p> <p>解約の事由は自作のためです。</p> <p>番号135 計1筆、1,974㎡</p> <p>解約後は議第69号で配分します。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 63 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。次に議第 64 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。議案書は 10 頁をご覧ください。</p> <p>審査基準書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>番号 9 計 1 筆、676 m²</p> <p>番号 10 計 1 筆、1,396 m²</p> <p>上記の 9 番と 10 番については、自作地相互の交換です。番号 9 の譲渡人の所有の畑が譲受人の自宅の裏にあり、番号 10 の譲渡人の所有の畑が譲受人の自宅の裏にあるという状況を解消するためです。</p> <p>なお、番号 9、番号 10 については渡会健委員に現地調査を依頼しておりますので、報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、3 番渡会委員より報告願います。</p> <p>(3 番渡会健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番渡会健委員	<p>19 日に申請地に行って来ました。双方に確認しながらお話をしてきました。30 年程前に農業委員会の許可、登記の変更をせずに交換したという事で、それ以来 30 年そのまま耕作していたようです。現状としては番号 9 は自家用畑、番号 10 はハウスを建ててパプリカを栽培していました。農地としては何ら問題無いと思えます。ただ、代証人をたてて登記の変更と税法上、お互いが交換でいいとありますが、面積の差があるという事で、税法上特例を受けられるのか心配もあるようでしたが、農業委員会としましては、問題無いと判断して来ました。</p>
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 64 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 64 号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 65 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>説明申し上げます。議案書は 12 頁をご覧ください。 審査基準書は 4 頁をご覧ください。 番号 13 計 1 筆、3,140 m² 期間は 5 年、新規就農のための新規設定です。借人は認定新規就農者で、青年収納給付金を受給しています。補足説明資料の 8 頁から 10 頁まで、認定された際の計画を添付しておりますのでご覧ください。</p> <p>なお、貸人と借人は親子ですが、別世帯で別経営の農業を行います。現地調査を 3 番渡会健委員に依頼しておりますので、後程報告をお願いします。</p> <p>番号 14 計 4 筆、11,125 m² 期間は 10 年、新規就農のための新規設定です。昨年度から既に耕作は始めているそうですが、今後青年収納給付金を受給するため、正式な使用貸借契約をします。補足説明資料の 12 頁から 13 頁までに営農計画書を添付しておりますのでご覧ください。</p> <p>現地調査を 12 番土門健太郎委員に依頼しておりますので、後程報告をお願いします。</p> <p>番号 15 計 12 筆、6,922 m² 期間は 10 年、経営移譲のための新規設定です。現地調査を 10 番伊原ひとみ委員に依頼しました。本日欠席のため、代理で報告させていただきます。日向台の 2 筆についてはネギや大根を作付していて問題ないとのことでした。茂り松については雪もあり、筆界も分かりにくく少し離れた所からの目視になったが、一部は背の高い草が生えているようなところもあったとのことでした。条件があまり良くない場所で耕作が難しいということもあり少し荒れている箇所については、申請人には草刈りなど管理するように指導しています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、3 番渡会委員より報告願います。 (3 番渡会健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番渡会健委員	<p>報告します。19 日に現場に行ってきました。本人には話は聞いていないのですが、昨年より今井推進委員より新規就農で四反分ほど農地を探しているという話題は皆さんも記憶していると思います。条件にあった農地が見つからなかったのが親子での使用貸借になったのかなと思われます。現場の方ですが、ハウスを 2 棟分建てる用地につきましては、暗渠が掘られてありましたし、計画書を見ますと露地のニンニクと書いてありますので申請地の半分ほどに作付けされていました。ただ一つ問題なのが、基盤整備がされていない区域のため道幅がかなり狭い場所があります。農地を管理するうえで車の行き来する可能性があるため、地元の生産組合との話し合いは必要であると見てまいりました。</p>
議長	<p>それでは、12 番土門委員より報告願います。 (12 番土門健太郎委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番土門健太郎委員	<p>報告いたします。2 月中旬に現地調査いたしました。審査基準書 5 頁北側についてですが、見に行った日は雪が降っていたため境がわかりにくかった</p>

	<p>のですが、菊らしいものが栽培された跡がありました。畑として使っていたようです。南側については、きれいになっていたので問題無いと思います。西側の申請地については、細長い圃場でした。トラクターなどで耕運されており、畑として利用されていた形跡はありましたので問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました が、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 65 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について 原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 65 号について原案のとおり許可する事に決定い たします。</p> <p>次に、議第 66 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更について、事務 局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書の 14 頁をご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、平成 25 年 4 月総会に諮り、6 月に県知事許可 をいただき、その後、平成 28 年 3 月の総会に諮り、工事期間を平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間、期間延長した案件です。</p> <p>しかし、いまだに国土交通省との移転補償が決定していないため、事務所 及びストックヤードの規模を確定することができない状況です。</p> <p>そのため、再度、工事期間を平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 まで 1 年間延長するものです。</p> <p>現在の状況は、雪に埋もれておりますが、審査基準書の 8 頁に現地調査写 真を添付しております。なお、幸輪の方からお話を伺いましたが、昨年と状 況は変わっていないということでした。</p> <p>審査基準書の 7 頁から 11 頁まで、補足説明資料の 14 頁から 26 頁まで関 係書類を添付しておりますのでご確認ください。</p> <p>先日 17 日に、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、荒生委員、大谷推進 委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1 番齋藤誠喜委員より報告願います。 (1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>

1 番齋藤誠喜委員	2月17日に事務局と現地調査をおこないました。現地の状況ですが、積雪がありましたが、平らに整備されておりました。昨年の農地パトロールで農業委員の皆さんも行ったと思いますが、状況は変わっていません。事務局からも説明ありましたが25年からの申請で現在まで交渉がうまくいっていないということで、あと何回期間延長できるのかはわかりませんが、致し方ないのかなと思ひ許可相当と判断しました。
議長	それでは、9番今野副部長より報告願います。 (9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)
9 番今野一彦委員	現地調査を行いました。現地写真のとおり雪でどういう状態になっているのかはわかりませんでした。ただ、去年の秋頃に車の中からですが見る限りきれいに整地になっていました。 また、補償問題が決まらないということで工期を1年間延長したいということですが、仕方ないことだと思うので許可相当と判断致しました。
議長	それでは、13番荒生委員より報告願います。 (13番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
13 番荒生あや子委員	私も皆さんと同じ考えで、継続事業のため工事を途中で辞めることもできないので工事期間を延長することは仕方ないことだと判断して来ました。
議長	それでは、大谷推進委員より報告願います。 (大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)
大谷進一推進委員	報告致します。2月17日に現地調査に行つて来ました。現状は雪が降つていて見えなかったのですが、事務局より説明があり状況を把握することができました。皆さんがお話したとおり1年間の延長で問題無いと思ひます。
議長	それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。 (6番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
6 番川俣義昭委員	農業委員会としては、交渉がまとまるまで事業計画変更申請に不備が無い限り期間延長の許可を出すわけですが、先ほど現地報告でもありましたが、あとどれくらい期間延長が出来るのかわかる範囲でいいので教えて頂きたいのですが。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。先ほど説明しましたとおり平成25年に許可があり、現在まで期間延長をしているわけです。やはり私もそこが気になり庄内総合支庁に問合せしたところ、法律上で何回までとか何年までという規定は無いようです。なので折り合うまで事業計画変更をして良いとの返答を頂いております。万が一交渉が決裂した場合どうするのかとなりますが、その場合には、転用の取消願ひというお話になるのですが、ここまで話が進んでいる以上、国としても何とか補償の額を決めて納得して頂きたいという希望があるようなので、全く無いとは言えませんが、完全に移転になるように交渉は進め

	ていくと思います。
議長	他に何かありませんか。 (14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)
14 番菅原善悦委員	既に許可が出ていますが、少し教えて頂きたいのですが、ストックヤードの建設という事ですが、どういったものがストックされるのかわかれば教えて頂きたいと思います。 それと申請地は月光川沿いにあるわけで、以前再生工場の問題などあったため、農業に問題あるか無いかという事も加味しながら進めていかなければならないと思うのですが、既に決まったお話だと伺ったのですが、もしわかれば教えて頂きたいと思います。
議長	事務局、説明願います。
事務局	事務局もそこまで把握しておりませんでした。後で調べてお知らせしたいと思います。
議長	他に何かありませんか。 (質問・意見なし) それではここで質疑を終了し採決いたします。 議第 66 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 66 号について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。 次に、議第 67 号農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	それでは事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 番号 3 番 計 1 筆、8,218 m ² のうち 6,967 m ² 申請地は県道吹浦酒田線と県道十里塚遊佐線の交差点の西側にある農用地区域内の山砂を、農地を造成するため一時転用許可を申請したもので、期間は 1 年間、採取後は農地に復元することで、連帯保証がなされております。 土地改良受益地外で、関連施設はありません。採取後は畑として利用し、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いとして町長からの同意を得ております。農振農用地区域内のため原則不許可ですが、3 年以内の一時転用で農振計画の達成に支障がないこと、周辺農地へ与える影響もないことから、許可相当と考えます。 詳しくは、審査基準書の 12 頁から位置図、字限図、現地調査写真、意見書(案)、立地基準、一般基準を掲載しております。併せて、補足説明資料

	<p>の 27 頁から資料を添付しておりますのでご覧ください。</p> <p>こちら、2 月 17 日に、齋藤土地専門部会長、今野一彦副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、1 番齋藤部会長より報告願います。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>2 月 17 日に現地調査を行って来ました。審査基準書の 13 頁の現地調査写真の 2 番ですが、宅地から見た裏山を砂採取するという事で、かなり傾斜があり 2 段階で採取するという事で、5m 位の法面が 2 段階で出来るという事でした。3 番の写真を見て下さい。暗くて見えづらいのですが、奥に竹藪が見えますが竹藪の奥に県道が走っていて、旧 7 号線からの上り口あたりに砂の搬出路を作るという事でした。現地の形状が複雑で法面がかなり多く出来るという事で、工事担当者に法面の対策や運搬口も複雑な点等、交通の危険性や周辺の方の迷惑にならないようにお話して来ました。申請に係る各書類や同意書など準備されていますので許可相当ではないかと考えました。</p>
議長	<p>それでは、9 番今野副部会長より報告願います。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>砂採取をするわけですが、周辺の住人に迷惑をかけないことや何かあったときは迅速に対応する、取った後はきれいに整地にし畑として利用するという事でしたので問題は無いと思います。</p>
議長	<p>それでは、4 番鈴木一弥委員より報告願います。</p> <p>(4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>今、部会長と副部会長よりお話がありましたが、14 頁にもあります現地報告写真に竹藪のようなものがありますが、搬送口のみ竹藪を刈るようなので砂の飛散もないように思われます。採取後は畑として耕作して頂きたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、今井推進委員より報告願います。</p> <p>(今井彰推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
今井彰推進委員	<p>今までの説明のとおりです。現地調査の際に業者の方もいましたが、庄内支庁の方からもネットを張って砂の流失はしないように指導を受けているとのことでしたので問題無いと思います。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p>(14 番菅原善悦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
14 番菅原善悦	<p>砂採取をする場合、町のガイドラインがあったと思うのですが、その辺の兼ね合いは今回の申請には該当するのですか。わかりましたらお願いします。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。申請地の北側で山砂採取をした場所があります。まず、</p>

	<p>ここは新規という事でガイドラインに該当致します。山砂の事務局は企画課でおこなっております。そこに去年の10月に意見が提出されまして、地元の方や砂丘地砂防林の関係者などと現地調査を行いました。その場には、佐藤充会長も出席して頂きました。現地調査終了後、会議も行った次第です。地区の方々や砂丘地砂防林の方々よりご意見などもありまして、農業委員会でも現況が畑のため庄内総合支庁に問合せを致しました。解答としては、農地から山砂を採取した場合、復元をしなければならない。周辺の市町にも影響がでる恐れがあるため、今回のケースは、現在の土地の形状も複雑で西側が一段高くなっています。法面がついて東側が低くなっている現状です。斜面も勾配があるため、平らにするとところで復元までもしなくてもよいという結論を頂きました。農地から砂をとる場合、復元の考え方というのは、ケースバイケースで考えるしかないのではという結論にいたったようです。</p>
14 番菅原善悦委員	<p>法面の角度はわかりますか。</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>高さは5mというのは説明がありましたが、角度までは聞いておりません。</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>以前、砂を取ったとき今回申請地は砂採取は行わなかったのですが、地面だけ慣らしたようです。なのでこういった形状になったと記憶しています。</p>
議長	<p>私からもいいですか。推進委員の皆さんにもお願いがあります。以前から砂防林には協議会というものがあります。そのメンバーの方から砂を取った後に、きちんと作付けされているか農業委員会で責任を持って2年後3年後まで見守って頂きたいという話をされています。優良農地にするという事になっていますし、砂を取った後も農業委員会が見ていかななくてはいけないのではという指摘もされていますので、そのことも皆さんにお願いしておきたいと思います。</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>今、議長もおっしゃっていましたが砂丘地砂防林の会長より畑だけではなく植林の関係からも法面もしっかり見てほしいとの事を言われております。追加して法面も見て頂きたいと思います。</p>
6 番川俣義昭委員	<p>以前から話は出ていたことですが、我々農業委員会としては、総会に掛かる以前に区長さんや各関係者から承諾を得てから農業委員会の総会に掛かるわけです。申請の許可を出しているからには責任はあるのですが、全て農業委員会の責任にするのではなく、各関係者も承諾しているわけなので、難しい話ではあるのですがその辺も考慮して頂きたいと思います。</p>
議長	<p>農業委員会に上がって来る前にこういった資料を見ますと、各関係者から承諾を得ているようです。それで初めて農業委員会の総会に掛かるわけです。書類上不備が無ければ許可を出すわけです。最終的に県知事の許可が必要になるのですが、農業委員会に全て責任があるような言い方をされるのは釈然としませんが、いろんな方の意見もあるということで理解して頂ければと思います。</p>
1 番齋藤誠喜	<p>私も今、こういった立場になりますと果たして許可を出すべきか悩んでしましますが、先ほどから話がでている事を農業委員、推進委員の皆さんで問題を共有していく必要があると思います。</p>

14 番菅原善悦委員	もう一ついいですか。補足説明資料の 35 頁の営農計画書についてですが、譲渡人は会社員となっていますが、営農計画書についても信憑性があるのか疑問に思います。営農計画書が補足説明資料についていることで農地に戻った時に耕作することの証明に繋がっていくのだと思うのですが、これだけで農業でない人が耕作とは考えにくいと思います。また、この周辺は荒れている農地も多く、農業委員会としてはそれを踏まえて考えていかなくてはならないと思います。
議長	業者が所有者になっていると後々、砂採取されるのではないかと、資材置場にされて農地以外に使用されるのではという不安がついて回ります。今後、委員の皆さん方からも注意深く見てもらいたいと思います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	川俣委員からもお話がありました。以前、現体制になる前に山砂採取の案件が出てきて一度お話ししましたが、5 条の申請に関しまして営農計画書は必須の添付書類ではありません。優良農地にする目的で山砂採取をするわけで、優良農地にした後の事は法律で何も定められておりません。その後の事は、高橋正樹委員もおっしゃっておりますが、営農計画書どおりに耕作していない場合でも罰則もありませんし、その辺は、地元の方、農業委員会、採取した業者、土地所有者との信義則の話し合いになるのだと思います。まず、必須の添付書類ではありませんが、営農計画書がついておりますので、農地パトロールなどで注視していく必要があるのだと思います。
議長	他に何かありませんか。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	営農計画書について補足説明させていただきます。菅原委員が言われた貸人は農業者ですかというお話で、貸人が農業をされていない場合は例えば、新規就農者で新たに農地を求めたいという方もいらっしゃいますので、求めている方に貸すなどまた違う使い方もあると思いますので、そういうところも含めて耕作ということで農業委員会としては見て、例えばあつ旋をかけるとかそういったやり方もあるのではないかと考えています。遊佐町の農地を有効利用する意味でもできればいいかなと考えています。
14 番菅原善悦委員	それは私も理解しております。農業委員会としては今、事務局からも話があったようなことを本人に伝えるなどして認可していく必要があるのだと思います。営農計画書も本人から捺印、押印してもらおうなどしていった方がいいのではないかと思います。
6 番川俣義昭委員	優良農地にし営農計画書を提出していることで今までにも許可を出してきているわけです。いままで許可が下りたら申請者から一筆書いてもらっていたのですか。
事務局	そういったものはもらっておりません。
6 番川俣義昭委員	今、菅原委員が言っていたように、今まではそのまま許可してしたものを、優良農地に造成して、その後の営農計画書も出ているわけなので、それに基づいて農業委員会としては許可を出したという旨の文章を追記して許可を

	<p>出せるのであれば本人も確認できるという意味では一番いいのだと思います。</p>
議長	<p>以前、転用の許可が出ていないのにパイプラインを設置したケースがありました。その時は土地所有者に撤去させたケースもあります。許可した以降も我々農業委員会でも確認するべきだと思います。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 67 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について原案のとおり可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 67 号について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>そそれでは、補足説明致します。審査基準書は 18 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は(1)所有権移転が 4 件、(2) 利用権設定が 17 件となっております。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>(1)所有権移転</p> <p>番号 21 計 4 筆、6,317 m²</p> <p>10a あたりの単価は 600,000 円で、総額は 3,790,200 円です。譲受人は認定農業者です。こちらは、譲渡人の希望によるもので、今後自作の見込みもなく、現在の耕作者も購入の見込みがないということで、近隣を耕作している譲受人に売買の申込があったものです。</p> <p>番号 22 計 3 筆、3,649 m²</p> <p>10a あたりの単価は、畑が 10 万円、田が 30 万円で、総額 851,700 円で売買による所有権移転です。譲受人は現在認定農業者に申請中です。こちらも番号 21 と同一案件です。</p> <p>番号 23 計 3 筆、2,684 m²</p> <p>10a あたりの単価は 30 万円で、総額 805,200 円で売買です。こちらは譲渡人の希望によるもので、譲渡人の圃場が広範囲になっていること、当該農地が今後基盤整備の対象となることなどから、近くを耕作している譲受人に</p>

所有権移転し、一層の集積を図るものです。

番号 24 計 1 筆、4,853 m²

10a あたりの単価は 40 万円で、総額 1,941,200 円で売買です。こちらは番号 23 と同一案件です。

なお、番号 21 から 24 まで現地調査を 8 番菅原寛志委員に依頼しました。本日欠席ですので、代理報告致します。2 月 17 日に現地調査を実施したところ、田については前年作付の跡があり、耕作適地で問題ないとのことで、畑についても耕作には問題なく、譲受人も耕作意欲があり問題ないとのことでした。

(2)利用権設定

番号 416 計 9 筆、9,749 m²

期間は 5 年、単価は 10 a 当たり 13,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 417 計 12 筆、29,302 m²

期間は 3 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 418 計 2 筆、3,528 m²

期間は 3 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。

番号 419 計 2 筆、1,539 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 15,000 円と 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 420 計 2 筆、5,275 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 13,000 円で同一人と再設定です。

番号 421 計 9 筆、32,936 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円、5,000 円、11,000 円で同一人と再設定です。

番号 422 計 1 筆、2,922 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 423 計 2 筆、9,279 m²

期間は 5 年、米 600 kg 物納で新規に設定です。

番号 424 計 3 筆、12,258 m²

期間は 5 年、単価は 10 a あたり田が 17,000 円で、畑が 5,000 円で新規に設定です。

番号 425 計 5 筆、15,193 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 12,000 円で同一人と再設定です。

番号 426 から 432 まで、農地中間管理機構へ貸付です。

番号 426 計 5 筆、14,638 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり円で酒田市の方とマッチングします。

番号 427 計 3 筆、5,983 m²

期間は 10 年、単価は 10 a あたり円で、酒田市の方とマッチングします。

	<p>番号 428 計 1 筆、2,643 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 15,000 円で結いの里蕨岡とマッチング します。</p> <p>番号 429 計 8 筆、9,790 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 11,000 円と 15,000 円で湧水の里遊佐と マッチングします。</p> <p>番号 430 計 1 筆、1,374 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 11,000 円で湧水の里遊佐とマッチング します。法人内では貸人が耕作します。</p> <p>番号 431 計 4 筆、2,918 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円でライスファーム北部とマッ チングします。法人内では貸人が耕作します。</p> <p>番号 432 計 2 筆、2,509 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 11,000 円と 15,000 円です。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますの で、齋藤誠喜副委員長より報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>2 月 17 日に、役場 2 階 202 会議室で 7 名中 5 名の委員が出席して、農地 利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとし て審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>(1)所有権移転の番号 21 と 23、24 について、7 番菅原委員に関する事項 でありますので、一時退席をお願いします。</p> <p>(菅原委員退席)</p> <p>それでは(1)所有権移転の番号 21 と 23、24 について質問・意見等ござい ませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、議第 68 号(1)所有権移転の番号 21 と 23、24 について採決いた します。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 68 号(1)所有権移転の番号 21 と 23、24 について は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>(菅原委員着席)</p> <p>次に(2)利用権設定の番号 418 について審議いたしますが、12 番土門健太 郎委員に関する案件ですので、土門委員は一時退席願います。</p> <p>(土門委員退席)</p> <p>それでは(2)利用権設定の番号 418 について質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

	<p>それでは、議第 68 号(2)利用権設定の番号 418 について採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 68 号(2)利用権設定の番号 418 については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>(土門委員着席)</p> <p>それでは先程の 4 件以外について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>先ほどの 4 件以外の議第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員、全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 68 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 69 号農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>それでは事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>配分計画案について次の頁をご覧ください。</p> <p>1 枚目は第 4 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、議第 68 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛します。2 枚目は移転についての配分計画案です。</p> <p>これは、既にやまがた農業支援センターを通して契約してあるもので、諸般の事情により受け手の変更が必要になったものです。</p> <p>なお書類は左側の借受者が新たな受け手、中央が土地の所在、契約面積、契約期間、賃借料、右側が出し手となっています。</p> <p>詳細を説明いたします。</p> <p>計 1 筆、1,974 m²</p> <p>こちらは、昨年、配分されていましたが借受者の方が近くで耕作している田があるということで、3 者で合意のうえ、受け手変更するものです。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 69 号農用地利用配分計画案について、適正なものとの判断でよろしいか賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 69 号農用地利用配分計画案について、適正なものとの判断するとの意見を付して遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>以上で議事を終了いたしますが、その他何かございますか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで2月の定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
----	--